

令和 3 年

南部町議会第2回臨時会会議録

令和 3 年 4 月 22 日

山梨県 南部町議会

令和3年南部町議会第2回臨時会

令和3年4月22日(木)
午前10時00分 開会・開議
於 議 場

1. 議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 報告第 3号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）
日程第 5 報告第 4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））
日程第 6 議案第36号 教育委員会委員の任命について
日程第 7 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 9 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10 発議第 1号 議会改革特別委員会の設置について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

8番 望月光彦 9番 小泉昇一

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
秘書政策監	小倉弘規	会計管理 者 (兼)出納室長	佐野彰紀
総務課長	滝基成	財政課長	市川 隆
福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	佐野武人	税務課長	渡辺幸博
学校教育課長（兼） 学校給食共同調理場所	渡辺雄治	生涯学習課長 (兼)公民館長	近藤利也
アルカディア課長	尾崎龍次	福祉保健課課長補佐	望月文広
福祉保健課課長補佐	遠藤賢	税務課課長補佐	望月咲子

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前10時00分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第2回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、18日に予定しておりましたたけのこまつりは中止となりましたが、町内のたけのこ農園の方々のご協力をいただき、たけのこの直売を行うことができました。新型コロナウイルスの感染が全国で再び拡大している中ではありますが、購入していただいたお客様には、南部町の特産品でありますたけのこを堪能していただけたと思います。

さて、令和3年第2回臨時会の招集通知を差し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和3年南部町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年南部町議会第2回臨時会は成立いたしました。

ここで、開議に先立ち、4月1日から南部町教育長に就任されました入月一巳教育長から、発言の申出がありましたので、これを許します。

入月教育長、登壇してください。

○教育長（入月一巳君）

本日は、年度初めの臨時議会という大変貴重な時間に、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。この度、町長の任命と町議会の同意をいただきまして、教育長に就任いたしました入月一巳です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、新たな教育委員会制度がスタートして、今年で7年目となります。本貴職に課せられた責任の重さを感じますと、身が引き締まる思いでいっぱいです。

教育長就任にあたりまして、一言あいさつをさせていただきます。

南部町は、新教育制度がスタートした平成27年に教育大綱が策定されました。そして、その大綱を基に、昨年4月に教育振興基本計画が策定されております。この計画で示されています基本理念は、「広い視野をもち、ふるさと南部を支える人づくり」です。この理念の実現のために、生涯教育の面からは、地域住民の生きがいづくりを、学校教育の面からは、子どもたちの生きる力づくりを、また、地域教育の面からは、地域の絆づくりを、この3つのつくりを教育行政の根幹に据えながら、機構改革により新設されたアルカディア課と生涯学習課、学校教育課の3課が一体となって取り組んでまいりたいと思います。目標達成のためのスローガンは「私たちのふるさと南部、一流の教育を目指して」です。南部町の教育を発展させるために、全力で教育行政にまい進し、職責を果たしていく所存です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤光宣君）

入月教育長には、本町の教育行政推進にご尽力をいただきますとともに、その職責を十分果たされることをご期待申し上げます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番 望月光彦議員および9番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてありますが、本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））

以上2件について、会議規則第37条の規定により一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、令和3年南部町議会第2回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催できますことに心から感謝申し上げます。

令和3年度がスタートし、例年ですと、4月にはたけのこまつり、6月にはあじさいまつりが、県内外から多くのお客さまをお迎えし盛大に開催されます。しかしながら、大変残念なことではありますが、昨年に引き続き、コロナ感染症拡大防止の観点から中止することを決定いたしました。東京、神奈川、大阪、兵庫などの都市部では、第4波が発生したとも言われ、なかなか収束の兆しが見えない状況下であります、本町でも、5月6日から80歳以上の高齢者を対象にしたワクチン接種を始めます。既に接種券を発送し、予約受付も順調に進んでいます。今後、国が示した接種スケジュールに従って順次接種券を発送してまいりますので、1人でも多くの方にワクチン接種を受けていただきたいと思います。

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。本臨時会に上程いたしました議案は、専決処分した事件の報告2件、人事案件4件の合計6件であります、ただいま、議題となりました報告2件について説明させていただきます。

議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、報告第3号 専決処分いたしました南部町税条例等の一部を改正する条例についてであります、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、南部町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから専決処分をしたものです。

続いて、議案集13ページ、報告第4号 専決処分いたしました令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります、要介護認定等を受けた高齢者等が、施設入所の際にPCR検査を受ける必要が生じた場合、その費用を助成する事業と、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備および接種に係る経費を専決処分したものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、専決処分の詳細な内容につきましては担当課長より説明をさせますのでご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、日程第4 報告第3号について、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第5 報告第4号について、市川財政課長。

○財政課長（市川 隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

はじめに、日程第4 報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。固定資産税の件で質問いたします。土地の税金が上がった評価地域は、令和2年度と同等の税額で徴収すると説明がありましたが、実際に、南部町では土地の税率が上がるような項目はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

8番、望月光彦議員のご質問にお答えいたします。

本町において、価格が高騰になる地域はございません。

法律そのものについては、全国一律に公布されているため、地域によって負担措置をしても高額になるところがございます。それにも対応するような条例になっておりますので、同じ条文として、こちらも掲載させていただいている状況になっております。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

南部町においては、これに該当する土地はないが、法律としてこういうことがあるので、条例として取り上げているということでおろしいでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

望月議員が言われたとおり、該当はありませんので、条例上記載させていただいているということになっています。

○議長（遠藤光宣君）

他に質疑はありませんか。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

6番、木内。非常に細かな条例改正であり、詳しく理解しがたいのですが、ただいまの説明によりますと、町民税、固定資産税、軽自動車税に対する控除期間の延長や対象者の変更ということで、今回の改正は、課税額が上がるなどの変更ではないということでおろしいか伺います。

○議長（遠藤光宣君）

渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺幸博君）

6番、木内秀樹議員の質問にお答えいたします。

今回の条例改正は、令和3年度地方税制改正に伴うものですが、控除期間の延長や対象者を

明確にした条例で、課税額が上がるといったことは一切ございませんので、町民の負担が増えるということはありません。

○議長（遠藤光宣君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案集14ページ、日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））について、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。予算書の12ページ、13節使用料及び賃借料の自動車借上料について、送り迎えのときに使われるという話しをされていましたけど、タクシーとかそういうものを使うのか。自動車の借り上げというのは、実際には個人的なものを借り受けて輸送するのか、どういう類いなのか。詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐野武人君）

8番、望月光彦議員のご質問にお答えいたします。

自動車借上料については、町内の南部交通さんと委託契約をしております。委託契約の内容はタクシーの利用で、80歳以上の方、特に高齢者の中でも自動車免許の返納等で外出が出来ない方に対して、タクシーを利用してくださいということで、予約時にタクシー利用の有無を確認しております。タクシー利用の条件については、個人でタクシーを利用した場合のタクシー料金は補助金の該当になりませんので、そのへんの注意はさせていただいております。あくまでも乗り合いタクシーということで、同じ方面から同じ時間帯に接種会場に来られる方、どなたが乗車するか分からない状態で、乗り合い方式でタクシーを利用した場合に、タクシー会社と1時間7,020円で委託契約を結んでおります。

当初、かなり利用があると見込み100万円ほど計上しましたが、今現在、80歳以上の方の予約を取っている限り、予算以下で収まるのではないかと考えております。以上です。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

今、タクシーでという話しをしていましたが、実際に高齢者の方にはタクシー券を渡していますよね。これは、それとは異なり送迎されるということですか。気になるのは、個人的に80歳以上の方が利用された場合は該当にはならず、乗り合いでということですが、その集落の人たちがまとまって、2人とか3人で行くことが可能なのか。予約をしてその時間帯に行くとなると、まとまって行くといった形態はなかなか難しいかなという感じがします。ワクチン接種の予約においても、そういうことを考慮しながら地域ぐるみで行けるような配慮をする中で、こういうことを考えているのでしょうか。考えないで、ただ個人に任せて、車の借り

上げだけをしても活用されないと思いますので、そのへんも含めて、細かな決め事はどうなっているのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐野武人君）

それでは引き続き、望月光彦議員のご質問にお答えいたします。

その内容ですけれども、しっかりと予約時には利用に対する説明をさせていただいております。乗り合いタクシーの考え方ですが、それぞれ被接種者、高齢者の方が自分に合った時間帯で予約を申し出ていますので、地域全体で一緒になって、話し合って来られる方もいらっしゃいますが、単独で来られる方がほとんどです。仮に、1時間の時間帯でお一人しか利用しない場合でも、乗り合いタクシーという名目ではございますが、ワクチン接種会場までの利用であれば、自己負担なしで料金を支払う必要はありません。もう既に予約が始まっていますので、タクシー利用の方が、何日の何時に利用することは把握し、それをタクシーカー会社へ情報提供しています。ただし、予約に関しては町を介してはおりません。あくまでも、利用される方が直接申し込んでいただかうという内容であります。理由としては、突然のキャンセル等の部分までは町で把握しきれませんので、利用される方へは、直接タクシーカー会社の方に予約をしてくださいということを伝えております。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

80歳以上ですと、一人で動くのはなかなか難しいですよね。せっかく予算を取って、結果使われなくとももったいないですし、困っているからこそタクシーを個人的に頼まれると思うので、個人で頼んだら駄目だと言わず、幅を広げて使えるような形に持っていた方が、住民としては非常に助かると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐野武人君）

個人という形ですが、タクシーに複数の方が乗っている場合にも、寄り道をしますよということです。本来タクシーは、依頼された方のみを目的地まで届けるということが業務で、寄り道や相乗りは出来ませんが、そこを、乗り合いタクシーという形で認めていただいているので、個人で申し込んで、結果的にお一人の利用になるかもしれません、そこは利用に関して問題はありません。

2週間ほどの時間的猶予がありますので、その中で、あらかじめ個人で予約を申し込んでいただければ対象にはなりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 報告第4号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第4 報告第3号、日程第5 報告第4号の専決処分した事件の承認について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第3号、日程第5 報告第4号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

まず、日程第4 報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第4 報告第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第1号））については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第5 報告第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第36号 教育委員会委員の任命について、日程第7 議案第37号から日程第9 議案第39号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上4件について、会議規則37条の規程により、一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めるます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、議案第36号から議案第39号までの人事案件について、提案理由の説明をいたします。

議案集15ページ、議案第36号 教育委員会委員の任命についてですが、河内留美教育委員の任期が令和3年4月30日をもって満了となることに伴い、その後任として、南部町南部8122番地、昭和55年11月30日生まれ、望月聰美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年5月1日から令和7年4月30日までの4年となります。

次に、議案集16ページからの、議案第37号、議案第38号、議案第39号の3案件、固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、3氏はいずれも令和3年4月30日をもって3年間の任期が満了となりますので、田中千里氏、四條千勝氏、遠藤優一氏に引き続きお願ひするもので、地方税法第423条第3項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年となります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お詫びいたします。

この4件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第36号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第36号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第37号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第38号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第9 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第39号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第10 発議第1号 議会改革特別委員会の設置について、提出議員より提出理由の説明を求めます。 11番 高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

発議第1号 議会改革特別委員会の設置についての提案理由の説明をいたします。朗読をも

って、提案理由に代えさせていただきます。議員提出議案集の1ページをご覧ください。

議会改革特別委員会の設置についてを、別紙のとおり、地方自治法第112条及び南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年4月22日

南部町議会議長 遠藤光宣 殿

提出者	南部町議会議員	高橋茂広
賛成者	南部町議会議員	仲亜佳定
"	南部町議会議員	小泉昇一
"	南部町議会議員	望月光彦
"	南部町議会議員	木内秀樹
"	南部町議会議員	遠藤高芳
"	南部町議会議員	望月郁夫
"	南部町議会議員	塩津悟
"	南部町議会議員	望月小五郎
"	南部町議会議員	望月憲之
"	南部町議会議員	芦澤潤一郎

提出理由

議決責任の再確認、説明責任の確認、議員間討議などを基に議会改革を進めることを目的に、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するもの。

記

1. 名 称 議会改革特別委員会
2. 委 員 11名（議長を除く）
3. 目 的 南部町議会改革の推進

以上

議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で発議第1号 議会改革特別委員会の設置についての提案理由の説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

提出議題において、議員全員が賛成者ですので、質疑・討論は省略して、採決を行います。日程第10 発議第1号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり、決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

よって、日程第10 発議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和3年南部町議会第2回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。
議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年4月22日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

遠 藤 一 明